

開議 午前10時01分

---

○菅原委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

開会時間が多少遅れましたことを、まずもっておわびを申し上げたいと思います。

それでは、本日の出席委員は全員であります。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求める事でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○菅原委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

---

再開 午前10時03分

○菅原委員長 それでは、再開をいたします。

1、令和7年第3回定例会の運営について、(1)議会人事についてであります。

ここで、9月30日付で高見副議長から議長に副議長の辞職願が提出された旨、議長から報告があつたことを報告いたします。また、副議長の辞職については、10月3日の本会議において一般質問の前に扱い、許可することでよろしいでしょうか。（「委員長」と言う者あり）中野委員。

○中野委員（公明党） ただいま、委員長のほうから副議長の人事について報告がありました。幾つか質問をさせていただきたいと思っておりますが、委員長の判断をまずはお聞きしたいと思います。

○菅原委員長 発言していただいて結構でございます。

○中野委員（公明党） 3日の本会議での扱いを決める前に、ちょっとこのタイミングでもありますので、この間、特に5月14日の流会も含めて、正副議長の人事では、市議会は非常に混乱をしてきた経過がございます。その後、各会派の御協力をいただきながら、第2回定例会の会期中に全会一致をもって副議長人事が調ったわけでありまして、各会派の皆様におかれましては、精力的に御協力をいただき、また、私も、その一中心となって汗をかいてきた1人として、今回の委員長からの報告、少し違和感を感じているところでございます。

様々な考え方があって、責任の取り方があろうかというふうには思っているところではありますが、この定例会の会期中に、また、3日から一般質問が始まるというこのタイミングで、副議長という職責を持ちながら辞職とはどういう判断基準なのか、少しちょっと理解できないところもありますので、6点ぐらい簡単に、趣旨を明確にするために、あまり質問は長くしないつもりでいますが、まず1点目、急遽、この時期に辞任をするという、そういう意図を固めた理由について、副議長に御答弁をお願いしたいと思います。

○菅原委員長 質問ということでよろしいですね。（「はい」と言う者あり）高見副議長、お答えできますでしょうか。

○高見副議長 今、中野委員から御質問をいただきました。6月、定例会中に、副議長ポストにおきまして、各会派等皆様方の御推薦をいただきまして、指名推選で副議長就任をさせていただいたわけでありますけれども、今回、9月15日にちょっとした私の不注意によって、物置を燃焼させ

て、消防車まで出動させてしまったと。私自身も、消火ホースを引っ張って水をかけたんですけども、全然間に合わない状況となりまして、そんな部分におきまして、道義的責任、そういった部分で、皆様方の期待と信用を裏切るような形になったことを痛切に反省している中で、早い段階で副議長のポストを辞任したいということで、今回の申出に至りました。御理解をいただければと思います。

○中野委員（公明党） 副議長のほうから、まず急遽の質問で御答弁いただいたことを感謝申し上げたいと思います。

この時期に辞任の意向を固めた理由について、お答えをいただきました。道義的責任ということでもありました。また、市民を裏切る、そういう声に対して、副議長の職を退いて、態度というか、責任を取っていきたいという趣旨の答弁だったと思います。それは一つの考え方ではあると思いますが、その考え方、どこまで受け止められるかという疑問点も私はあろうかと思います。

9月15日の火災の件についても答弁の中で触れていました。今日の朝刊にも、ちょうどその記事が出ていたところでありまして、これ、ここで聞かなければ事実確認もできませんし、また、副議長から説明の機会をいただくことができませんので、あえて、記事にもなっておりますので、今日のある新聞社の記事では、辞任理由として、9月15日に旭川市東鷹栖の自宅、物置などが燃える火災を起こし、消防車を出動させるなど、迷惑をかけてしまったというふうに説明をして、そして、今の御答弁ということだと思うんですが、実際にどういった火災だったのか、また、第三者、近隣、他者に対して、何か実害があったのか、その辺についても少し御説明をいただきたいと思います。

○高見副議長 続きましての質問でありますけれども、最後に言われた他者に実害があったのか、他人に被害を与えたとか、そういう部分はないのは事実であります。あくまでも自分の自宅での火災ということであります。

それに至った原因でありますけれども、私の自宅に古い焼却炉がありまして、本来であれば燃えるごみ含めて農村部は週1回なんですけど、そんな部分でたまたま焼却炉で燃焼させたやつが、たまたま近くに置いてあった。両親が去年2人とも亡くなって、その施設の入居、いろいろな衣服であるとか、そういう部分がありますが、その辺を燃焼させる、燃やすということではなくて、整理しようと思って、たまたま近くに置いてあった段ボールに引火して、それが大きくなって物置にも燃焼が移ったということであります。

○中野委員（公明党） 他者、第三者に対する実害はないということでお答えになっておりました。あればっていう考え方も、私は一方であるんじゃないかなと思っております。ここでのタイミングで副議長が退くということになれば、まだまだこれから議会日程がある中で、この議会の混乱を、また再燃させてしまうというような声にもつながるのかなと思っているところでありますが、火災の件、副議長から御答弁がありましたので、もう一步踏み込んでお聞きをしておきたいと思います。

これ、刑法上の責任について、少しお答えいただければなと思います。廃棄物処理法では、ドラム缶または野外での焼却など一部の例外を除いて、廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きを原則として禁止をしているというふうに規定されている。これに違反した場合に、御承知のとおり、個人には5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科せられるというふうに法律に規定がございます。副議長の先ほどの答弁に照らして、今回のこの刑法上の責任、罰金刑などの

罰則が科せられる、そういう事実があるのかないのか、そのことについても確認をさせていただきたいと思います。

○高見副議長 今回の火災におきましての、刑事的な責任という御質問かと思います。実際、消防が終わって、刑事さんからの取調べも受けました。そんな中で、当然、中野委員が言われた野焼きという部分では、全くの、何もない、そういう場所で、裸の姿で燃焼したということではなくて、これも、必ずしも法律で、今では焼却炉自体の販売も多分禁止されていると思うんですけども、一応そういった鉄の枠の中に入れて、たまたま燃やしていた部分が、その日がまた強風ぎみでして、その火の粉が飛び移ったということで、その刑事的責任で、刑事さんのほうから、その辺含めて、後日問われてはおりませんし、実際そういうことで摘発ということになれば、それはそれで自分も受ける覚悟でおります。

○中野委員（公明党） ちょっと再確認で、ちょっと後段聞きづらかったので、今現在、刑法上の責任を負うという、そういう立場になっているのかどうか、そこだけ明確に、もう一度、御答弁お願いします。

○高見副議長 今の段階で、私自身としては分かっておりません。不明確です。

○中野委員（公明党） 罰金刑や拘禁刑については、法律の規定に従って、何か起訴されるとか、そういうことではなくて、違法行為があったので、その後、即適用されるっていうのが法律の趣旨だと理解しております。今のところ、御本人である副議長が、刑法上の責任を負うかどうか明確には分からぬということであれば、恐らく、何らそういった責任を問われることはないのかなというふうにも思っているところでありますが、これは一概に言えないと思っているところであります。そういう状況にもかかわらず、刑法上の責任が確定しているんであれば、道義的責任、市民を裏切る、そういう行為に当たるっていうのは、前段の御答弁とのおりだというふうには思いますが、今現在、そういうことが確定をしていないにもかかわらず、なぜだという疑問は、今の答弁を聞くと、さらに少し深まってしまうところではありますが、あえて、この課題についてもお聞きをしておきたいと思います。

今現在、第3回定例会でございます。この市議会定例会の位置づけ、副議長として、どのように考えているのか。また、この定例会の重要性に対する認識についても、副議長に御答弁をいただきたいと思います。

○高見副議長 続いての質問でありますけれども、確かに中野委員が言われる、定例会開会中に、副議長という職務の退任に当たっていかがなものかという御指摘かと思います。そういう中で、私自身、就任をさせていただいたときには、とにかく議会の正常化、適正化に向けて最大限努力していくという心構えでありましたけれども、こういう形で不祥事を起こしてしまった責任は自分自身、非常に重いものがあり、責任、また反省をいたしているところであります、そのまま何もなかつたかのように副議長の職に就いて定例会を進めていくという部分については、自分において、やはり納得がいかないということで、大変御迷惑をおかけしますけれども、そんな部分で退任、辞任をお受け止めしていただければということであります。

○中野委員（公明党） それでは続いて、副議長という職責に就かれているわけでありますが、その副議長という役職に対する認識、どういった認識を持っているのか、お答えをいただきたいと思います。

○高見副議長 副議長の職務的な部分での御質問かと思います。基本的に、副議長というのは議長の代理、代行がやはり、実際、これまで4か月間、務めさせていただき、ほとんどが代理、代行という役目ということでありまして、既に十数回、議長の公務が重なった場合の代理、代行で全てこなしてきた、そういう中で、基本的には副議長のポストは議長の代理、代行ということで認識しております。

○中野委員（公明党） 様々、受け止め方が今の答弁にあるというふうに思いますが、仮に副議長がおっしゃるように、議長の代理、代行だというふうにしたとしても、何らかの理由で、議長が席を離れたとき、議会を離れたとき、議長と同等の職責を持って、その対応に当たらなければいけないということが考えられるわけでありまして、そういう視点から考えると、非常に重責を抱えていると。これは議会にとっても市民にとっても同じことが言えるというふうに考えているところであります、るる御答弁をいただきました。

刑法上の責任を今負うという、そういう立場ではない、明確にはなってないこともありますし、また、定例会中ということもあって、3日からは一般質問で、その後、大綱質疑もございます。せめてそこを越えてからでも私はいいんじゃないかなというふうに思うんですよね。数日違ったら、何か、自分自身の気持ちの中で何があるのか、ちょっとその辺については理解ができないで、これはもう無用な混乱を招くことになると思います。この後、代表者会議が予定されているというふうに聞いておりますが、まさにこの一般質問、市民の負託を受けて、私たち議員が選挙を経てここにいるわけであって、今回14人の議員の皆さんが一般質問を予定していると。一般質問の全てが市民からのまさに要望や、これまで相談を受けてきた市民相談の内容であったり、市政をよりよい方向に、また市長とともにこの旭川を変えていこうという、そういう質問を準備している、その過程の中で、副議長の辞任、これを議長1人でやらせるというような、その後の後任の人事については、あなたたち勝手に議論してくださいというような行為にも、私は見えるのではないかなって思うんですよね。

そういう意見を述べた上で、最後、この事案に対する説明責任を今果たすためにも、御答弁いただいたと思っておりますが、このような形で、その都度その都度、説明責任を果たしながら、副議長という職責を全うし、市民の負託に応えるなどという考え方はないんでしょうか。気持ちは分かります。要するに、この定例会を越えてからでも、副議長なりの責任の取り方があるというふうに思っておりますし、恐らくここにいるメンバーみんなが、そのように思っているのではないかというふうに思っております。定例会の重み、また、副議長という重責、そういうことを再度考えながら、今の点について、副議長から御答弁をいただきたいと思います。

○高見副議長 定例会開会中の、この副議長のポストの辞任についての御指摘かと思います。私自身、当然、定例会開会中に混乱を招くこと、そういう部分、迷惑かけることになるというのも重々理解をしているつもりです。しかしながら、先ほども言いましたように、今回の不祥事によりまして、議会及び市民の皆様方の期待と信用を裏切ったことを、私自身、本当に重く受け止めて、定例会が終わってからということではなくて、早い段階で辞任の意思を示すべきだということでの判断であります。そんな中でありますから、中野委員がいろいろと御指摘をいただいた中で、今すぐ、開会中ではなく終わってからでもいいのではないかということで、こういう言い方はおかしいですけれども、私の意にもそぐわないんですけれども、議会の中で、全員がそういう形で望むのであれ

ば、それはそれで私自身も重く受け止めて、再考の考えがあるのかなというふうには考えておりますけど、できれば今回の辞表提出を御了承いただきたいのと、ただ、私が今ここで辞めて、後は勝手に副議長後任に当たって選出を決めればいいんだと、そういう簡単な気持ちではないことは御理解をいただきたいと、かように思います。

○中野委員（公明党） 最後、答弁いただきましたが、結果として、今後の副議長人事については、負担がかかるのは間違いないんですよね。副議長がそのようにおっしゃったとしても、副議長の判断によって、結果として、そういった負担がかかるのは事実であり、それを回避する方法はあるわけでありまして、これまでも正副議長においては、この5月、6月の出来事でも、辞任の意向を撤回するというようなことはあったわけでありますし、そういった判断ができないものなのかなと、今の答弁を聞いても再度思うところであります。違和感があるんですよね。

先ほどの答弁では、9月15日にそういった火災の事案がありました。定例会の告示、いつでしょうか。19日ですよね。この定例会に影響のないように、何で16日とか17日、18日とか、もしくは告示早々にも、そういった意向が示されなくて、この定例会が始まった渦中で、なぜそういった判断になってしまふのか、ちょっと聞けば聞くほど非常に疑問が残るところではございます。

これ以上お聞きするのは控えたいというふうに思いますが、9月15日の火災発生後、即こういった判断をしていただければ、非常に説明が理解できたところではございますが、非常に自己中心的というか、そういった批判がないことを祈る次第ではございますが、辞任の意向について撤回することも含めて、ぜひとも御検討をいただきたいということをお願いして、質疑を終わりたいと思います。

○高見副議長 中野委員から質問ということではないんですけども、なぜ9月15日火災発生で、定例会告示が19日で、その前に辞職を意思表示すべきではなかったのかというのでありましたけれども、その点につきましては、当然、刑事の取調べとか、そういった事情案件もあったものですから、もうそのときにはやはりそれを受けたからということで、ある程度日程が伸びてしまって、開会日前には間に合わなかつたということで、御理解いただければと思います。

○菅原委員長 ほかに質問等ございませんか。（「委員長」の声あり）高橋ひでとし委員。

○高橋ひでとし委員（自民会議） すみません、私のほうからも何点か御質問させていただきたいと思います。お気持ちは非常によく分かりますので、責任を取りたいという、その真摯なお気持ちは、非常に私は感じるところでございます。ただ、幾つか客観的事実としてちょっと確認する必要があるのかなという点がございましたので、その点について御質問させていただきたいと思います。

まず、失火の対応なんんですけど、御自身のごみを焼却する、それに火をつけて、その火が隣か何かにあった物置に、御自身の物置に燃え移つて、それで、その物置が燃えたと。そういう事実でよろしいでしょうか。

○高見副議長 高橋ひでとし委員からの御質問でありますけれども、実際飛び火して、物置ではなくて、まず、お話ししました両親の遺品関係の段ボールに移つて、それから、物置のほうに移つていったと、そういうことだと思います。私もその場の燃え広がる状況を確認していたら、もうすぐ消火活動……、ちょっと離れていたもんですから。

○高橋ひでとし委員（自民会議） その燃え方なんんですけど、重要なのは燃え移つた物置の燃え方

なんですけど、火はもう手がつけられないぐらい、燃え上がっちゃったと。そういう状況であったということでおろしいでしょうか。

○高見副議長 物置は、よくトラックの荷台の箱型のコンテナ、それはもう当然ジュラルミン関係で、私自身、それが燃焼するというふうには全然思っておりませんで、内側にはベニヤとかあるんですけども、そういう部分で完全に消せない状況、そんなに大きな火ではなかつたんですけど、やっぱり消防が間に合わなかつたということで、だんだん燃え広がってということあります。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 要するに、火が燃え上がっちゃったと。それで、御自身では消火できずに消防車等に依頼した、そういう経緯があるということで把握しました。それで、本件に関する事件発生が9月15日で、警察から呼ばれて取調べされたのは何月何日だったでしょうか。

○高見副議長 取りあえず消防車が来て消火活動、鎮火して、その後、刑事さんの事情聴取をまず最初受けましたけども、後日また改めてお伺いしたいということもありました。

○高橋ひでとし委員（自民会議） それだけで、警察に直接呼ばれて、今取調べとか受けたという事実はないということでおろしいんでしょうか。

○高見副議長 もう一度質問の趣旨をお願いします。

○高橋ひでとし委員（自民会議） その9月15日の時点で現場に警察を呼んで、それでお話をされたと。また今度話聞くからねと。連絡が来て、警察に御自身が出頭するなどして、本件について取調べを受けたというのが、あるのかどうか、あるとすれば具体的に何月何日であるか、御教示いただければ。

○高見副議長 今、私の手帳含めて記憶でしかないんですけども、まずその鎮火が終わって、取りあえず状況を説明含めてお話ををして、その後、3日後ぐらいだったと思います。中央署のほうに行って、供述書を含めて記載して、その後も3日か4日後ぐらいに、現場で確認的な部分での事情聴取を受けたという記憶があります。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 警察で取調べを受けて、取調べの調書みたいなもの、それを巻いて、それで、現場での現場検証もしっかり行われ、実況見分も全部行ったと。取調べの際の警察とのお話の内容なんですが、これ今後の処分がどういうふうになるのかってことも含めて重要な話なんで、可能な範囲で御教示いただければと思うんですが、一通りお話しられて、調書を巻いた最後のところとか、あと最後に、警察から、これでおしまいですって言われたのか、それとも、まだ、いろいろまたお呼びするかもしれないんでそのときは、みたいなそういう感じだったのか、その点について感触を御教示いただければ。

○高見副議長 その都度、本署のほうに、供述書を含めて、それが刑事さんっていうか、それを書き終えて、それはそれでそのときは終わりということで、後日のまた現場検証を含めて事実確認含めて、それが終われば、それで終わったということで理解しておりますけど。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 本件の処分について、何かこうなります、例えば、ちゃんと書類を検察庁に送致して、しっかり対応しなきゃいけないですねとか、もしくは、本件は罰金で終わるんじゃないでしょうかみたいな、そういう処分に関する具体的な何らかの助言等はありましたでしょうか。

○高見副議長 刑法上を含めての処罰のことかと思いますけど、そういう話は一切ありませんでした。何か月で罰金があるとか、そういう部分は一切聞いておりません。

○高橋ひでとし委員（自民会議） そうすると、刑法上の処分については、現時点では、その可能性はそれほど高くないと、そういうような状況だということで把握いたしました。

最後にもう1点だけ。事件、何らかのそういう問題を起こしてしまった場合、情状面で重要なんですよね。その後しっかりと被害者に謝罪をしたとか、あと、ちゃんとその賠償金を払って示談が成立してるとか、そういうのが重要で、それが、その処分が重くなったり軽くなったりすることの重要な要素として挙げられます。昨日、副議長の辞職願を提出したということで、これは客観的に見れば、言わば一種の社会的な責任を全うした、社会的制裁を受けたということで、本件処分の情状面で非常に軽くなる要素というふうに考慮されます。で、そのような何か情状面に関する、何らかの助言が警察からあったのか否か、この点を御教示願います。

○高見副議長 質問でありますけども、基本的にそういう副議長ポストを辞任することによって、責任的な部分で軽くなるとか、そういう話も一切聞いておりません。前段の中野委員の質問の中では言いませんでしたけれども、私自身、これが第三者の方が被害を被ったとかなったら、もう議員辞職も、もう当然だというふうに思っております。そんな中で、あくまでも自己損失という部分ではありますけれども、とにかくやはり社会的地位からも道義的責任を痛感したということで、信頼を失ったということでの、今回の辞表ができるだけ早い段階でということに至ったということで、御理解いただければと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 最後にもう1点だけ、先ほどの中野委員との質疑の中で、他の議員さんに迷惑をかけて云々という話があり、それで、他の議員さんからもし、そういう要望があったということであれば、今回の辞職についてはしっかりと再考しなければいけないというような、そういうニュアンスの発言がございました。それは、条件付だと思うんですが、再考する可能性があると、そういう理解でよろしいのかどうか、この点について最後に御教示いただければと。

○高見副議長 前段の中野委員との質疑のやりとりの中で、こういった会期中に辞任するということが、この重責のある中で、非常に各議員にも混乱と迷惑がかかるということでの御指摘をいただきました。それを受けまして、私自身としては、一刻でも早く辞職すべきという中ではありますけれども、各会派の議員の皆様方は、とにかくそういうことでは、とにかく議会の混乱を招くだけであり、そんな部分で辞表の提出を再考すべきということでの総意であれば、それはまた、それはそれは私自身も重く受け止めて考える必要があるのかなと、先ほどのことも含めて感じた次第です。

○菅原委員長 ほかに質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 様々今御意見いただいたところでございますが、ちょっとお時間をいただいて、休憩したいと思います。（「委員長」と言う者あり）中野委員。

○中野委員（公明党） 委員長の判断としては休憩ということだと思いますが、休憩の必要ないと思います。

今、高橋ひでとし委員からの質問の最後の回答のとおり、再考、考え方について再度検討するという趣旨の答弁でありましたので、今休憩を挟んだとしても、私どもの会派は集まっておりませんので副議長答弁に対する協議は会派内でできません。そうなると、今日の協議事項は第3回定例会の運営についてということでありますので、3日の本会議において、副議長辞職を許可するかどうか、議長からの報告を扱うための今、協議だというふうに思っております。当然それを扱うかどうか

かについては、この議会運営委員会で全会一致の下、決めなければなりませんので、今日の協議事項については先送りをするというのが適当な判断ではないかというふうに思っております。これ、3日以降のどこかのタイミングで、私たち会派も3日までは全員集まる予定がございませんので、今日の質疑の内容、会派の所属議員に伝えながら検討させていただきたいというふうに思いますので、委員長の判断を求めたいと思います。

○菅原委員長 ただいま、中野委員から副議長が再考をする意向があるということを受けて、委員長の判断を仰ぎたいということありますけど、再度お聞きしますけど、高見副議長、再考する意向はございますでしょうか。

○高見副議長 先ほども申し上げましたとおり、できれば道義的責任と信頼を、信用を失ったということで、すぐにでも辞表を受理していただきたいというのは私の本来の趣旨でありますけれども、先ほど中野委員、高橋ひでとし委員からの質疑の中で、やはりこの定例会開会中に辞表を含めて、私の代わりの副議長人事ポストについての選考を含めて、混乱を招くということで、それについて皆さん方については疑義があると、異議があるということで、再考すべきということであれば、考え直すこともやぶさかではないと思っております。

○中野委員（公明党） ただいま、繰り返し、副議長から再考の意向が示されました。ということは、私が申し上げることではありませんが、今日の協議事項については、先送り、延期をするという判断があつてもいいかというふうに思いますので、今日の協議事項については、一旦ここで終了し、今日予定をしていた議事、議題については後日に譲るというような判断をいただければ、私たちも会派に持ち帰り協議ができますので、ぜひとも、そういった判断をお願いしたいというふうに思いますので、委員長の御判断を御答弁いただきたいと思います。

○菅原委員長 いずれにしましても、お時間をいただいて、休憩したいと思います。少しお時間をいただければと思います。（「委員長」の声あり） 塩尻委員。

○塩尻委員（市民会議） 自民会議、公明党に確認なんですかけれども、再考の余地があるかないかというのは、定例会中に辞任ではなく定例会が終わった後は辞任すべきだという考え方なのか、今回辞任する理由自体は辞任には至らないことなんではないかっていう、どちらの御意見なのか伺いたいと思います。（発言する者あり） 後々、お聞かせいただければと思います。

○菅原委員長 様々、御意見いただいたところでありますが、塩尻委員の御発言も含めて、少しお時間をいただきたいと思います。

休憩に入らせていただきます。

休憩 午前10時43分

---

(再開されず散会)